

第 23 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第23回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和4年8月29日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地方第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件
～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
5番	古内 嘉博君	6番	中村 亨 君
7番	鈴木 力男君	8番	及川 建則君
9番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	鈴木 学 君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（0名）

事務局出席者

局長	小松 哲 君	局長補佐	佐々木浩久君
主事	菅野 由夏君		

午後2時00分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第23回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今朝起きましたら、私の家の部屋の気温が19度、ついに20度を下回ったなと思ひまして、この夏の厳しい暑さも少し和らいだのなど、そんな感じをいたしたところでもあります。季節の変わり目であります。引き続き、農地パトロール等進められておりますけれども、健康管理に気を配りながら役目を果たしてまいりたいと、そう思っているところでもあります。

また、7月の総会、私も欠席してしまいましたが、会長職務代理者の熊谷委員さんはじめ皆さんのご協力で7月の予定の会議、総会を無事に終わることができましたことに感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

報告になりますが、去る8月の12日に全国農業会議所から大船渡市農業委員会が取材を受けまして、熊谷職務代理者と私がその対応をしたところでもあります。目的は、全国に1,697の農業委員会があるそうでもありますけれども、来年度は1,185の委員会が改選を迎えるということなそうでもあります。そこで、女性委員登用率3割を超えておる大船渡市農業委員会は、どのようにして人材の確保をされたのか、努力した点、苦勞をした点など、是非全国に紹介をしたいということでの取材でありました。女性委員の割合を更に高めていきたいという狙いがあるようでもあります。参考になりますか分かりませんが、割合を確保するためにいろんな方々に相談をいたしましたし、ご協力をいただいたこと、そして、新たなスタートにあたっては、会長職務代理者は女性委員、熊谷委員さんでありますけれども、務めていただいたことなどを話をさせていただいたところでもあります。私どもも来年は改選になるわけでもあります。女性委員の登用を始め、更に質の高い農業委員会を目指して皆様とともに努力をしてまいりたいと、そう思っているところでもあります。

本日も慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ挨拶に代えたいと思います。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は10名全員であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（小松哲君） それではお手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第22回総会以降の経過報告です。7月29日、令和4年度これからの地域農業を考える座談会（鷹生・宿・平山地域）に日頃市地区の委員であります鈴木力男農業委員と佐藤美智子推進委員の2名が出席しております。8月12日、全国農業会議所女性農業委員等オンライン取材に藤原会長及び熊谷職務代理者が対応しております。8月22日、市広報が発行され、農業者年金の情報を掲載しております。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。8月30日、令和4年度大船渡市農業振興協議会に藤原会長が出席予定です。次回の第24回総会は9月28日に開催を予定しており

ますので、よろしく申し上げます。行事等でご不明な点につきましては事務局までお問い合わせ願います。私からは以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には8番及川建則農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名いたします。

○議長（藤原重信君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書2ページをお開き願います。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものであります。

番号1番、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は516㎡。権利を取得した事由は相続。届出は7月15日、受理は7月19日であります。番号2番、登記地目は宅地、現況地目は畑、面積は123.03㎡。権利を取得した理由は相続。届出及び受理の日付は7月28日となっております。続いて番号3番、登記地目は畑、現況地目は畑及び山林、面積は合計で1,702㎡。権利を取得した理由は相続。届出及び受理の日付は8月2日となっております。以上です。

○議長（藤原重信君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書3ページをご覧ください。議案第1号農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は1ページをご覧ください。登記地目、現況地目とも畑、面積は1,339㎡。権利区分は賃貸借。転用目的は下水道工事の仮設の事務所、仮設トイレなどの設置のためとしております。なお、当該土地は都市計画区域で第一種低層住居専用地域に指定されているため第3種農地に該当し、農地の転用については問題ないものと認識しております。それから、事業の完了後は現状復旧の上、持ち主に返却するというを契約書に明記するものと伺っております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区立根地域金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（金典夫君） 推進委員の金です。議案第1号1番につきまして報告をいたします。地図の1ページです。申請地の北側は学校の校舎、東側は盛土された畑、南側は住宅地、西側は水路を挟んで市道になっております。現況は草刈り整備された畑になっております。貸付人からは7月26日午前8時に別の案件で面談した際に聞き取りをしております。なお、この土地は令和3年農業委員会に付議され、贈与を受けた農地であります。借受人には23日、電話で聞き取りをいたしました。議案の転用目的の理由のとおり、仮設事務所、資材置場としての令和5年3月31日までの一時転用です。周辺農地への影響は、東側に地続きの農地がありますが、側溝水路等も整備されておりますし、一時転用なので影響はないと判断をいたしました。以上、報告いたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第2号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書4ページをお開きください。議案第2号農地法の運用について第4（2）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議決定するものです。

議案書5ページをお開きください。地図は2ページになります。なお、地図の最終ページに現地の写真を添付しておりますので、ご覧願います。番号1番から3番は所有者が異なりますが、隣接した土地であり、荒廃地化した理由などもほぼ同様であります。番号1

番、台帳地目は畑、現況地目は雑種地。農業振興地域内にあり、面積は 1,883 m²。耕作状況は荒廃地化。次に番号 2 番、台帳地目は畑、現況地目は雑種地。農業振興地域内にあり、面積は 1,416 m²。耕作状況は荒廃地化。次に番号 3 番、台帳地目は畑、現況地目は雑種地。農業振興地域内にあり、面積は 1,428 m²。耕作状況は荒廃地化。当該土地が荒廃地化した理由といたしましては、鹿やその他の動物による食害により耕作不敵な土地となって、所有者の自宅が離れたところにあるため、十分な管理ができないまま 20 年以上が経過し、また、番号 2 番については、以前に松を植林したとしておりまして、現状といたしまして当該 3 件の農地には人の丈以上の樹木や雑草が自生する状況となっております。登記地目も農地ではないと考えていたということでもあります。なお、農地の管理不徹底と農地以外の土地として利用されたことに関して、それぞれの所有者から始末書が提出されております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第 2 号 1 番から 3 番について大船渡地区末崎地域尾形キヨシ推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形キヨシ君） 推進委員の尾形です。議案の 1 番から 3 番について報告いたします。地図の 2 ページ、写真 3 ページをご覧ください。8 月 24 日、現地確認に行ってきました。また、各所有者には同日夜、電話にて確認いたしました。現地は 4 月 9 日にも農地パトロールをした場所で、雑木などが生い茂り、農地としての復元は困難と見てまいりました。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 2 号 1 番から 3 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 1 番から 3 番について本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 1 番から 3 番の「農地」に該当するか否かの判断については本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これもちまして第 23 回総会を閉会いたします。

午後 2 時 22 分閉会